

# 松阪安衛月報

## 9月号

松阪労働基準監督署  
TEL0598-51-0015

**！**  
**災害速報（令和5年8月末）**  
 前年同期より**17人増加！**  
 災害発生に歯止めを！

8月末現在における松阪労働基準監督署管内の休業4以上の死傷者数は、前年同期より**17人増加し、159人（12%増）**となっています。

これは、過去3年間（令和3年～本年）における8月末の数値と比較しても最多となります（令和3年8月末は147人、令和4年8月末は142人）。

特に、「**製造業**」においては、休業4日以上の死傷者数が**49人**にのぼり、前年同期の32人と比べて、大きく増加しています。

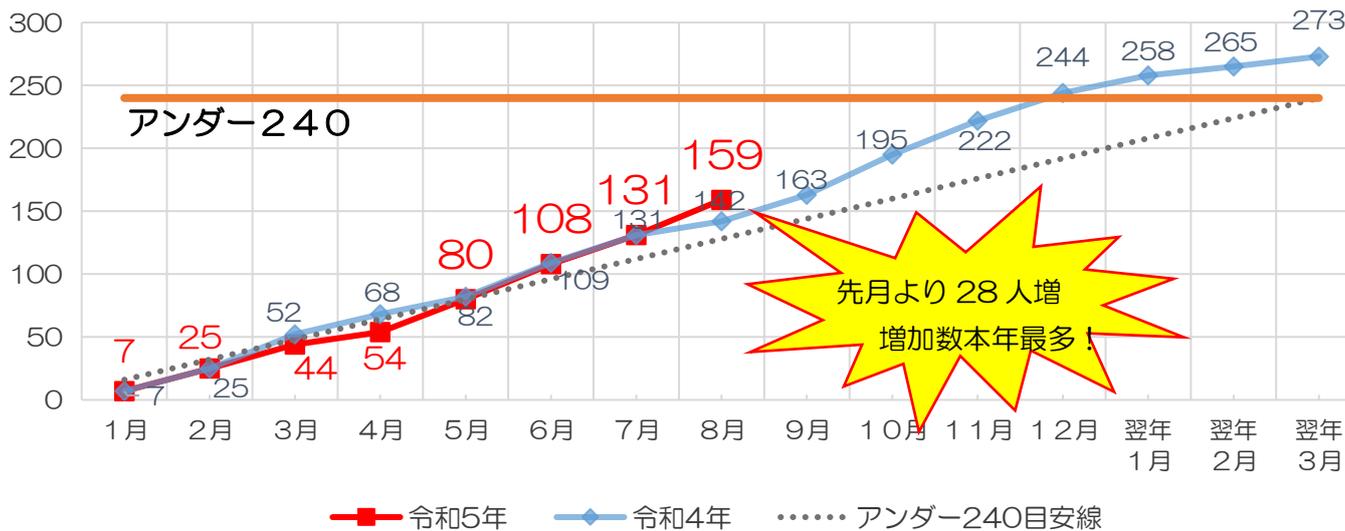
また、大きく増加した「製造業」以外にも、「建設業」や「商業」、「清掃業」等の**多くの業種において死傷者数が増加**しています。

災害の多い業種ではないから、うちでは一度も災害が起きてないからと油断せず、災害が発生する前に、今から事業場内の危険箇所や作業手順を見直して、未来の労働災害の芽を排除していきましょ！

	令和4年	令和5年
製造業	32人	49人
建設業	16人	19人
運輸交通 貨物取扱	18人	18人
商業	25人	28人
保健衛生	19人	20人
清掃業	3人	6人

（各年8月末時点での死傷者数）

### 松阪&多気 各月末時点における労働災害発生状況



**『第三次産業・ゼロ災運動100』  
実施期間が始まります！！**

当署管内（松阪市・多気郡）における第三次産業での休業4日以上の死傷者数は、令和4年は124人と、**直近10年間で過去最多**となっています。このことから、より一層、労使が協力して災害防止のための取組を実践していくことが重要となっています。

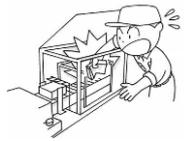
当署では、第三次産業における自主的な安全衛生活動を推進するため、『死亡災害ゼロ・アンダー240松阪&多気』第三次産業・ゼロ災運動100』を企画し、**100日間、無災害に挑戦する事業場を募集**しています。この機会に、事業場内の危険箇所を見直し、無災害運動に取り組みましょ！。詳しくは、三重労働局HP内「松阪労働基準監督署からのお知らせ」まで。

**Check!**  
**実施期間**  
 令和5年9月20日～令和5年12月28日  
 （暦日数で100日）

**Check!**  
**参加資格**  
 ① 松阪市又は多気郡所在の事業場  
 ② 業種が第三次産業である事業場  
 ③ 経営首脳が趣旨に賛同し、協調の上、労働災害防止に意欲的に取り組んでいただけること。



# ○機械災害（はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害）RA研修会を開催しました！



令和5年8月29日と9月7日に、当署にて、中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスマスターから講師をお招きし、「**機械災害（はさまれ・巻き込まれ・切れ・こすれ）リスクアセスメント研修会**」を開催しました。

研修会では、管内の製造業を中心に両日で28社34名の方にご参加いただき、事前にご提出いただいた「災害・ヒヤリハット事案票」から、実際の事案をもとにして事例検討を行い、実践的なリスクアセスメント実習に取り組みました。

リスクアセスメントの手法として、

- ①ハザードの特定
- ②リスクの見積り
- ③優先度の設定・リスク低減措置の検討
- ④リスク低減措置の実施

を繰り返し行うことで、事業場内の安全対策を恒常的に行うものがあります。

特に労働者の不安全行動を改善するためには、管理者が「**こんな（危険な）ことはしない**」ではなく、「**こんなことをできる**」といった視点を持って、**あらゆる事態を想定しておく**ことが重要になります。

中災防では、中小規模事業場を対象に、無料で「安全衛生サポート事業」を行っていますので、ぜひご利用ください。

中災防 サポート事業

検索

# ○転倒災害防止に

## 取り組みましよう!!

10月10日は「転倒予防の日」

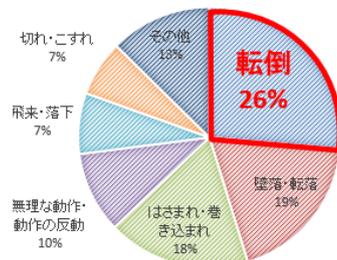


10月10日は日本転倒予防学会が制定する「転倒予防の日」です。

令和5年8月末時点における松阪労働基準監督署管内の事業場において発生した**転倒による休業4日以上**の労働災害数は、**42件（全体の労働災害発生件数の26%）**となり、前年同期の36件より大きく増加しています。

過去3年間における同期比較で最多となっている労働災害発生数にストップをかける意味でも、**労働災害の主な原因となっている転倒災害の防止**に取り組みましよう。

事故の型別 災害発生状況  
(8月末時点 松阪署管内)



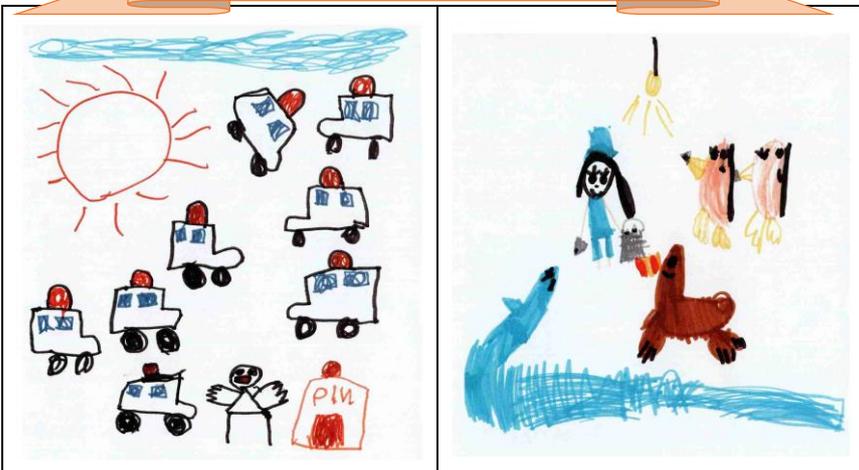
### 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- ① 何もなところにつまずいて転倒、足がもつれて転倒  
 > 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入
- ② 作業場・道路に放置された物につまずいて転倒  
 > バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
- ③ 通路等の凹凸につまずいて転倒  
 > 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
- ④ 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒  
 > 適切な通路の設定  
 > 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- ⑤ 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒  
 > 設備、什器等の角の「見える化」
- ⑥ 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒  
 ※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い  
 > 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

### 「滑り」による転倒災害の原因と対策

- ① 凍結した通路等で滑って転倒  
 > 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する
- ② 作業場や道路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒  
 > 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底）
- ③ 水場（食品加工場等）で滑って転倒  
 > 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）  
 > 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工  
 > 隣接エリアまで濡れないよう範囲
- ④ 雨で濡れた通路等で滑って転倒  
 > 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

## 第2回「はたらくひと」募集イラスト紹介



▶ 当月報では、順次、昨年度（第2回）応募いただいた作品の一部を紹介しています。

松阪労働基準監督署 お知らせ

検索



# ○第3回「はたらくひと」

## イラストへのご応募ありがとうございました

令和5年9月8日までの間、身近な「はたらくひと」に「今日も一日安全に働こう」と思わせるイラスト（共催：松阪労働基準協会、建設業労働災害防止協会三重県支部松阪分会、林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部松阪分会）を募集し、多数のご応募をいただきました。ありがとうございました。

受賞作品は、労働安全衛生松阪地区大会（令和5年11月14日（火））において、表彰します。いましばらくお待ちください。